

福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会を活用した新規事業採択に関する要綱」第4条の規定により、福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議委員会は、各事業課（室）から提出された委員会審議対象事業の評価（素案）について審議し、新規事業化の妥当性について評価し、意見を述べる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員長及び委員を持って組織する。
2 委員長及び委員は別紙1のとおりとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を総理する。
2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会は委員長が招集する。
2 審議委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外で事案に関係のある出先機関の長などの出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、企画課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議委員会の運営及び審議方法に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

別紙 1

福岡県県土整備部公共事業の新規事業採択評価審議委員会名簿

区分	役 職
委員長	県土整備部長
委員	県土整備部技監
委員	水資源対策長
委員	県土整備部次長（事務）
委員	県土整備部次長（技術）
委員	県土整備総務課長
委員	企画課長
委員	企画課技術調査室長
委員	用地課長
委員	道路維持課長
委員	道路建設課長
委員	河川管理課長
委員	河川整備課長
委員	港湾課長
委員	砂防課長
委員	水資源対策課長
委員	水資源対策課水道整備室長